

未熟児養育医療申請について【高知市版】

●未熟児養育医療とは？

未熟児で生まれ、入院を必要とする方に対して、その治療に必要な医療費を公費で助成する制度です。
指定養育医療機関で入院治療中の高知市に住民票を有する以下の1歳未満の赤ちゃんが対象。

- ・出生時体重が2,000g以下
- ・左記以外であるが、特に生活力が弱い赤ちゃん（※審査あり）

●申請に必要な書類

◇1から4は高知市ホームページからダウンロードが可能◇

<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/35/boshi-mijyukuji-youiku-iryuu.html>

- 1 養育医療給付申請書・・・申請者（原則として親権者である保護者）が記入
- 2 養育医療意見書・・・入院先の指定養育医療機関の医師が記入
- 3 世帯調書・・・住民票上の世帯全員について申請者が記入
- 4 申出書・・・「1 養育医療給付申請書」の申請者が記入
- 5 お子さまの名前が入った医療保険証（健康保険証・組合員証）の写し
- 6 市・県民税課税（所得）証明書・・・転入や単身赴任等により1月1日現在において高知市外で課税されている方
・1月～6月申請の場合は前々年分　・7月～12月申請の場合は前年分　※マイナンバー制度の情報連携に伴い、個人番号（マイナンバー）確認書類の提示により省略出来る場合があります。
- 7 個人番号（マイナンバー）確認書類・・・個人番号カード・個人番号通知カード・個人番号の記載のある住民票など
★原則として世帯調書に記入した世帯員全員分が必要。通知未着等により提示が困難な場合はご相談ください。
- 8 申請者の身元確認書類・・・1点で確認可 → 個人番号カード・運転免許証・パスポート・写真付き住民基本台帳カード
身体障害者手帳・写真付き社員証明書・資格証明書など
2点で確認可 → 医療（健康）保険証・年金手帳・キャッシュカード・診察券など

※ 郵送での申請の場合は5・7・8について写し（コピー）を提出してください。

※ 6については18歳未満の未就労の方を除き該当する世帯員について必要です。保育園入所申し込みなどで既に提出済みの場合は省略できますので、ご相談ください。

●申請方法および期限

上記の書類を出生後すみやかに（原則2週間以内）子育て給付課に提出、もしくは郵送をお願いします。

※ 必要な書類の中で、取得に時間のかかるものは、後日の提出でも構いませんので、期間内に提出できる書類のみ添えて、先に申請をお願いいたします。

●子ども医療助成事業の申請手続きのお願い（医療保険の加入者のみ）

お子さまの医療保険証が交付されたら、未熟児養育医療の申請とは別に、当課または高知市各地域の窓口センターで子ども医療助成の申請手続きをしてください。

【必要なもの】○お子さまの医療保険証

○保護者（主たる生計維持者：原則として所得の高い方）の個人番号確認書類　○保護者の身元確認書類

【 注 意 事 項 】

- ◆ 申請書類が全てそろった上での審査の結果、承認されましたら郵送にて「養育医療券」を交付いたします。医療券は受診されている指定医療機関にご提示ください。養育医療券がお手元に届くまでに医療費を請求された場合は、養育医療の申請中であることを医療機関窓口にご相談ください。
- ◆ 未熟児養育医療は母子保健法に基づく国の制度で、世帯の市町村民税額に応じて自己負担額が決定されます。高知市では、「申出書」の提出によりこの自己負担額を子ども医療費として市が助成するため保護者の方に一部自己負担額が請求されることはありません。
- ◆ 養育医療の給付は、原則的に未熟児の治療に限りますが、未熟児であることに起因する疾病、または未熟児の治療に支障をきたす疾病を併発している場合は、その併発している疾病の治療も対象となります。また、入院時の食事療養費（標準負担額）も養育医療の対象となります。ただし、保険適用でないオムツ代などの費用は養育医療給付の対象外ですので、あらかじめご了承ください。
- ◆ 申請後、記載内容（居住地、扶養義務者氏名、保険者等の名称、被保険者証の記号番号など）に変更があった場合は、すみやかに子育て給付課に届け出てください。

【申請先】 郵送の際、切り取ってご利用ください

〒780-8571

高知市本町5丁目1番45号（本庁舎3階）

高知市役所 子育て給付課

養育医療担当

TEL 088-823-9447 FAX 088-823-9368

